

# Pets Arena 利用規約

(PA 出品者)

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社ストックアンドフロー（以下、「当社」といいます。）がこのウェブサイト上で提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

## 第1条（定義等）

本契約に定める語句の定義は以下のとおりとする。

- 「本サービス」とは、当社が「Pets Arena」ペットアリーナという名称で提供する会員制・非会員制インターネットウェブサイトをいう。
- 「本件情報」とは、運営会社が本契約に基づき、として、当社に掲載を委託する商品に関する情報をいう。
- 「ユーザー」とは、本サービスにおいて、本件情報を閲覧し、または購入しようとする個人または法人をいう。なお、ユーザーが閲覧、使用する際の端末機器は問わない。
- 「本契約」とは、当社と運営会社との間で成立する本サービスの利用契約をいう。

## 第2条（契約の成立）

本契約は、運営会社が「Pets Arena」ペットアリーナ掲載登録申込書」（以下「申込書」という）に電磁的方法または書面において記名後、当社に提出を行ったときに成立するものとする。

## 第3条（業務委託）

- 運営会社は、当社に対し、当社が提出した記載のプランに応じた業務（以下「委託業務」という）を委託し、当社はこれを受託する。

### 【自社配送方式】

本サービスにおける購入申込等の販売データを運営会社に通知するのみの方式。

※運営会社は、販売データ受信後速やかに配送処理等の対応をすることにあらかじめ承諾する。

### 【委託販売方式】

本件情報にかかる商品を当社にあらかじめ寄託し、運営会社所定の方法による配送取次業務を含めて委託する方式。寄託方法については別途当社の指示に従うものとする。

- 運営会社は、委託業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。
- 本件情報の掲載期間は、本契約成立後、当社所定の手続き申込書記載のとおりとする。
- 運営会社は、当社が、当社所定の審査に基づき、本件情報の掲載を拒否する場合があることをあらか

じめ了承する。

5. 本契約に定める他、委託業務の詳細については、本サービスに係る当社のウェブサイトに記載のとおりとする。
6. 当社が運営会社に対して本サービスの利用に関連するオプションサービスを提供する場合、当該オプションサービスの利用条件および利用料については、当該オプションサービスに係る当社のウェブサイトの記載または電磁的方法を含む書面による提示に従うものとし、運営会社は、当該オプションサービスを利用する場合、当社が定める利用条件に従ってその利用を申し込むものとする。

#### 第4条（委託料）

1. 運営会社は、当社に対し、業務委託の対価（以下「委託料」という）として、当社から提出した別紙の計算方法および計算式により算定される金額を支払うものとする。
2. 当社は、委託料に関し、毎月末日締めで、次項に定める基準日の属する月の翌月15日までに運営会社に請求書を発行する。
3. 運営会社は、当該委託料に係る消費税および地方消費税を加算した額を、基準日の翌月末日までに当社指定の銀行口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は運営会社負担とする。
4. 本件情報の掲載開始後に本件情報が削除され、または掲載が中止された場合でも、当社は、運営会社に対して、所定の委託料を請求することができるものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由により本件情報が削除され、または掲載が中止されたときは、当社の帰責割合に応じて減額するものとし、減額する金額については、当社と運営会社とで協議の上、当社が決定するものとする。
5. 本条の委託料の支払いが遅延した場合には、当社は運営会社に対して、遅延日数に応じて完済日まで年利14.6%の遅延損害金（365日割計算）を請求することができるものとする。

#### 第5条（本件情報の提供等）

1. 運営会社は、本契約に基づき、掲載を希望する本件情報、本件情報の掲載開始希望日その他詳細を記載したデータ（以下「明細データ」という）を、表紙記載の形式および方法により、当社に提出する。
2. 運営会社は、前項に基づき明細データの提出をするにあたり、当社指定のフォーマットで入力が求められる項目すべてに必要事項を記載することにより提出するものとする。
3. 運営会社は、当社に対し既に提出済みの本件情報の変更を行う場合には、本件情報の掲載前であって、かつ当社が別途指定する期日までに行うものとする。
4. 当社は、運営会社に対し、提出された本件情報について、システム処理その他の事由により、運営会社が指定する掲載開始希望日に掲載できない場合、掲載できない旨を通知する。また、運営会社は、当社に対し、運営会社が指定する掲載開始希望日までに本件情報が掲載開始されない場合があることを事前に承諾する。

#### 第6条（本件情報掲載後の削除等）

- 当社は、本件情報を本サービス上に掲載した後、本件情報の掲載を継続することが不適当と判断した場合、本件情報を削除または本件情報の掲載を中止することができる。
- 運営会社は、本件情報が本サービス上に掲載された時点以降は、本件情報の内容に誤記または変更すべき箇所を発見した場合においても、本件情報を変更または修正することを保証するものではないことにあらかじめ承諾する。

#### 第7条（本件情報の使用・加工等）

- 当社は、運営会社から提出される本件情報の内容を改変または修正してはならない。ただし、当社は本契約に基づく義務を履行するために技術的に必要な場合に当該技術的必要性の範囲内で、本件情報を加工することができるものとする。
- 新聞や雑誌、テレビ等媒体からの取材や調査による本件情報を掲載したインターネットウェブサイトの撮影および記事掲載・放映については、当社の判断において許諾することができるものとする。

#### 第8条（販売主体等の表示）

- 当社は、本件情報において、運営会社が商品の販売主体である旨を本サービス内に表示することができる。
- 当社は、当社所定のフォーマットまたは当社が認めるフォーマットにて運営会社の名称表示もしくはロゴまたは運営会社の指定する標章および運営会社が本件情報に含まれる著作物の著作権者である旨の表示を付すことができるものとする。
- 運営会社は、前各項に基づく運営会社に関する表示に関して、異議なく従うものとする。

#### 第9条（広告の販売等）

当社は、本件情報が掲載された本サービスのサイト内に当社の広告および第三者の広告を掲載・配信することができるものとする。第三者の広告を掲載・配信する場合、当社が広告掲載・配信のための販売活動を行うものとし、当該広告販売から得られる収入はすべて当社に帰属する。

#### 第10条（第三者権利の非侵害等）

運営会社は、当社に対して、本件情報の内容（本件情報に使用された素材を含む。）および掲載が、第三者の知的財産権（著作権および著作隣接権を含む。以下同じ）、営業秘密に係る権利、パブリシティ権、プライバシー権、名誉権、肖像権その他の一切の権利を侵害するものではないことを保証する。

#### 第11条（本件情報に関する責任等）

- 運営会社は、本件情報を掲載する主体としての責任を負う。
- 運営会社は、当社が手続きまたはマニュアル等を定め、かつ、当社のウェブサイトに掲示する等して運営会社に開示した場合には、これらを遵守するものとする。
- 本件情報にかかるユーザーその他の第三者からの問い合わせ、苦情等については、運営会社の費用と責任でこれに対応するものとする。
- 本件情報、診断対象サイトに関して発生した事項については、本契約において明示的に当社の責任であると規定されたものを除き、すべて運営会社の責任に帰属するものとし、運営会社において処理・解決するものとする。

#### 第12条（損害賠償の制限）

- 当社は、委託業務に関し、いかなる場合においても、損害賠償の原因となった、委託業務の対価を超えて、運営会社に対して損害賠償義務を負わないものとする。
- 運営会社は、当社が運営会社に対して損害賠償義務を負う場合において、当社が運営会社のために当該損害賠償額に相当する委託業務を無償で行うことにより、金銭賠償に代えることができるものとすることにあらかじめ同意する。

#### 第13条（質疑応答）

当社は、委託業務または本件情報に関して疑惑が生じた場合には、運営会社に問い合わせをすることができるものとし、運営会社は、当該問い合わせに対して、速やかに回答を行うものとする。

#### 第14条（サーバの一時停止、トラブル等の処理）

- 当社は、以下の各号の一に該当する事由が発生した場合、運営会社に対し何らの通知なく委託業務の全部または一部を停止することができる。ただし、定期的な保守など、運営会社への通知が可能な場合は、これを行うよう努めるものとする。
  - 当社のサーバ等のシステムの定期点検、保守、システムの設置場所の保守その他管理上やむを得ない場合
  - 非常事態の発生により通信需要が著しく増加する等のため、緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要があると当社が判断した場合
  - 前各号に定める他、当社の実施しているサービス（本契約に規定するサービスに限らない）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合
- 前項各号の事由により、委託業務の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその履行できなかつた範囲で責任を負わず、本契約上の義務を免除される。

### 第15条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責に帰すことのできない事由により本契約の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその履行できなかった範囲で責任を負わず、本契約上の義務を免除される。

### 第16条（再委託）

当社は、委託業務の一部を当社の責任において第三者に再委託することができる。

### 第17条（権利義務等の譲渡禁止）

当社および運営会社は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位および本契約によって生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

### 第18条（個人情報等の取扱い）

- 当社および運営会社は、本契約の履行にあたりまたは本契約に関連して、個人情報等（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報ならびにメールアドレス、通信ログおよびクッキー情報等をいう。以下同じ）の取扱いが生じる場合、同法および所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意義務をもって適切に取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努めるものとする。
- 運営会社がユーザーの個人情報等を直接または間接（本サービスからのリンク、電子メール等による場合も含む）に第三者に提供または開示する場合および本件情報中に掲載されている企業等の第三者が本サービスを通じユーザーの情報を入手する場合、運営会社は、当該被開示者または第三者に対しても本条と同等の義務を負わせるものとする。

### 第19条（秘密保持義務）

- 当社および運営会社は、本契約を通じて知り得た相手方の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定めるものをいう）であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中および本契約終了後2年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当する情報は、秘密情報にあたらないものとする。
  - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - (3) 開示の時点で公知の情報
  - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

## 第20条（解除等）

1. 当社または運営会社は、相手方が以下の各号の一に該当する場合には、相手方に対する何らの事前の通知、催告なしに直ちに本契約および当社と運営会社間の他の契約の全部または一部につき、その履行を停止し、または契約を解除もしくは解約して、それによって生じた損害の賠償を該当者に請求することができるものとする。
  - (1) 本契約または当社と運営会社間の他の契約に定める義務の全部または一部に違反し、他の当事者からの是正を求める通知を受けたにもかかわらず、通知を受領した日より2週間以内に当該違反行為を是正しなかったとき
  - (2) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
  - (3) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったときまたは解散（法令に基づく解散も含む）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
  - (5) 資本減少、事業の廃止、休止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - (6) 手形もしくは小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止となったとき
  - (7) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、他の当事者によって本契約を継続することを不適当と判断されたとき
  - (8) 法令に違反したとき
  - (9) 当事者、当事者の特別利害関係者（役員、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社、ならびに関係会社およびその役員をいう。以下同じ）、当事者の重要な使用人、主要な株主もしくは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能、暴力集団、およびこれらに準じるもの）であることが判明したときまたは当事者、その特別利害関係者、その重要な使用人、主要な株主もしくは取引先等と反社会的勢力との関与が明らかになったとき
2. 当社または運営会社が前項各号の一に該当する場合、該当者は、相手方に対するすべての債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払わなければならない。

#### 第21条（契約の有効期間および残存条項）

1. 本契約の有効期間は、申込書記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、当社または運営会社は、1ヶ月前までの書面による通知をもって本契約を解約することができるものとする。
3. 本契約の終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務の履行が完了するまで本契約が適用される。

#### 第22条（届出義務）

1. 運営会社は、表紙記載の運営会社の所在地、会社名、代表者氏名、担当者氏名または担当者連絡先のいずれかが変更になった場合は、変更後の情報を、変更後、速やかに当社所定の方法により当社に通知するものとする。
2. 運営会社が前項の届出義務を怠ったことにより、当社が行った通知等が運営会社に到達しなかった場合においては、当該通知等が運営会社に対して通常到達していたであろうと認められる時点において、運営会社に到達したものとして扱う。

#### 第23条（別途協議）

本契約に定めがない事項または本契約に生じた疑義について、当社および運営会社は、誠実に協議して解決を図る。

#### 第24条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第25条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠する。

制定日：2021年10月1日

以上

（付則）本規約は2021年10月1日に制定し、同日より施行される。